

許可基準

許可広告物の共通基準

(許可を要する広告物の共通の許可基準)

- 1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。
- 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。
- 3 美観風致上次の事項に該当するものであること(自家用広告物を除く)。
 - (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。
 - (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
 - (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
 - (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。
 - (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。
- 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。
 - (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。
 - (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
 - (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

許可広告物の個別基準

I 自家用広告物以外の広告物

(次の広告物の、それぞれの許可基準)

1 野立ての広告物及び広告物を掲出する物件

(1) 高架の道路又は鉄道等の下の土地

ア 表示面積(広告物に対向した場合の空間面積を含む。)は、 30 m^2 以下であること。

イ 高さは、 5 m 以下であること。

ウ 原則として道路又は鉄道等に平行に表示し、又は設置するものであること。

(2) 高速自動車国道又は山陽新幹線から展望することができる地域

ア 広告物相互間の距離は、 300 m 以上であること。ただし、高速自動車国道又は山陽新幹線のうち、 10 戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。

イ 表示面積(広告物に対向した場合の空間面積を含む。)は、 50 m^2 以下であること。

ウ 高さは、広告塔にあつては 30 m 以下、広告板にあつては、 10 m 以下であること。ただし、市街地(条例第5条第1号の規定により指定された高速自動車国道又は山陽新幹線の区間に接続する両側それぞれ 10 m 以内の地域をいう。)にあつては 5 m 以下であること。

エ 原則として高速自動車国道又は山陽新幹線に平行に表示し、又は設置するものであること。

(3) 道路(高速自動車国道を除く。)又は鉄道(山陽新幹線を除く。)から展望することができる地域

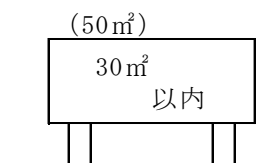
ア 広告物相互間の距離は、 100 m 以上であること。ただし、道路(高速自動車国道を除く。)又は鉄道(山陽新幹線を除く。)のうち、 10 戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。

イ 表示面積(広告物に対向した場合の空間面積を含む。)は、 30 m^2 以下であること。

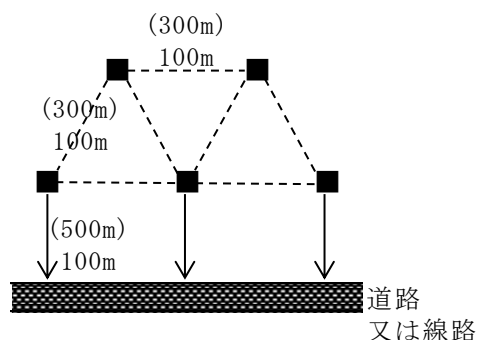
ウ 高さは、主要構造が金属製のものにあつては 15 m 以下、木製のものにあつては、 10 m 以下であること。ただし、市街地(条例第5条第1号の規定により指定された道路の区間に接続する両側それぞれ 10 m 以内の地域をいう。)にあつては 5 m 以下であること。

エ 原則として道路又は鉄道に平行に表示し、又は設置するものであること。

・表示面積



・広告物相互間の距離

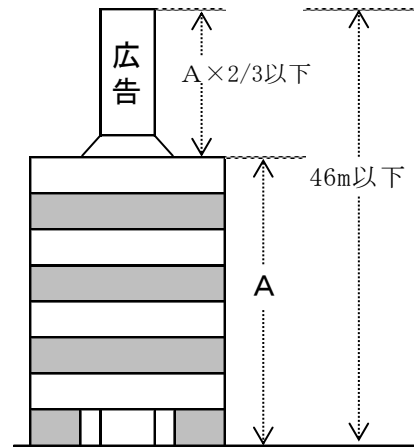


() は高速自動車国道又は新幹線の場合

2 建築物を利用する広告物（立看板、広告幕及びこれに類するもの並びに気球広告を除く。）及び広告物を掲出する物件

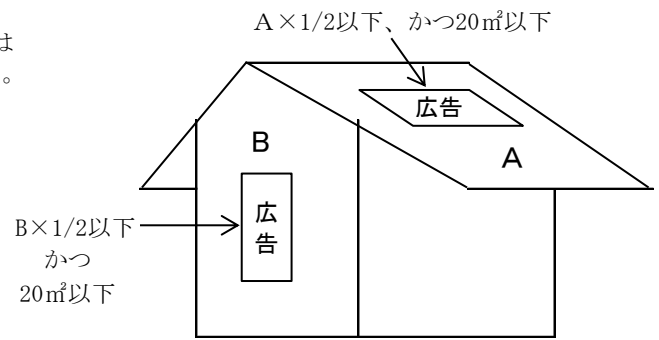
(1) 屋上に表示し、又は設置するもの

- ア 高さは、その建築物の高さの3分の2以下で、かつ、地上から広告物又は広告物を掲出する物件の上端までの高さは、46m以下であること。
- イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。
- ウ 表示し、又は設置する数は、建築物一むねにつき、原則として1個であること。



(2) 壁面又は屋根面に密着するもの

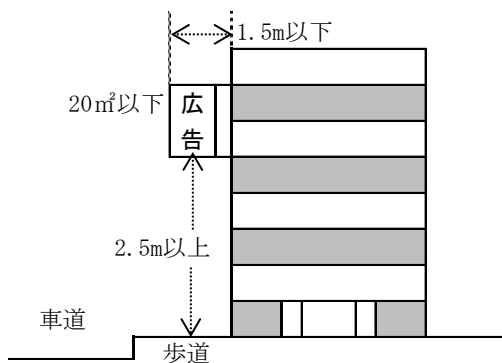
- ア 表示面積は、当該広告物に対向した場合の壁面又は屋根面の2分の1以下で、かつ、20㎡以下であること。
- イ 壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。



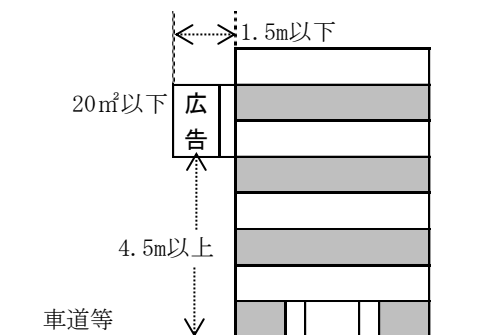
(3) 壁面に密着しないもの

- ア 突出し幅は、壁面から1.5m以下であること。
- イ 表示面積は、20㎡以下であること。
- ウ 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路（以下「車道等」という。）上では4.5m以上であること。

・歩道上

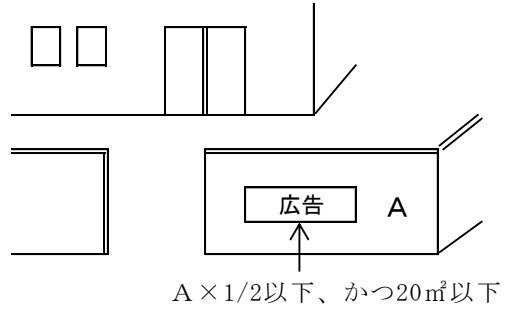


・車道等



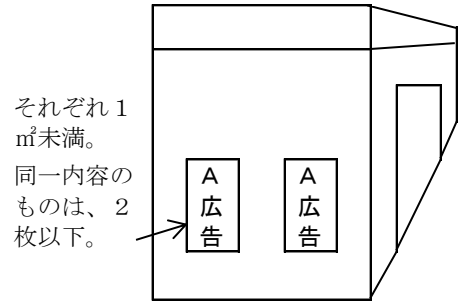
3 へい広告及びかき広告

表示面積は、当該広告物に対向した場合のへい又はかきの面積の2分の1以下で、かつ、20㎡以下であること。



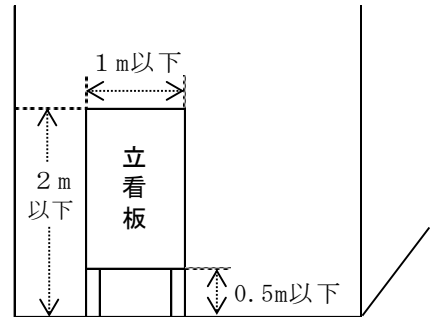
4 はり紙及びこれに類するもの

- (1) 表示面積は、原則として1㎡未満であること。
- (2) 同一内容のものは、1箇所につき2枚以下であること。



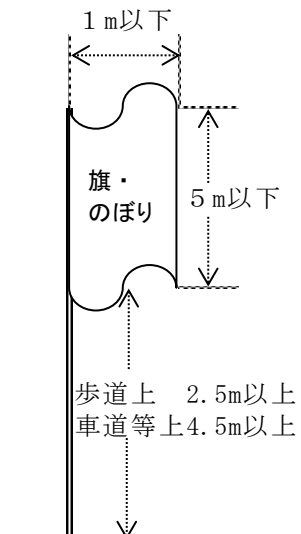
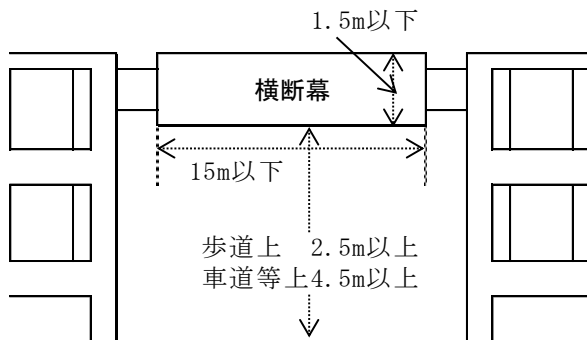
5 立看板

- (1) 大きさは、縦 2m 以下、横 1m 以下であること
- (2) 脚部の高さは、0.5m 以下であること。
- (3) 定着物に 3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。



6 広告幕及びこれに類するもの

- (1) 横断幕及びけんすい幕は、幅 1.5m 以下、長さ 15m 以下であること。
- (2) 旗、のぼり等は、縦 5m 以下、横 1m 以下であること。
- (3) 地上から広告幕又はこれに類するもの下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では 4.5m 以上であること。



7 電柱又は街灯柱を利用する広告物（立看板を除く。）及びこれを掲出する物件

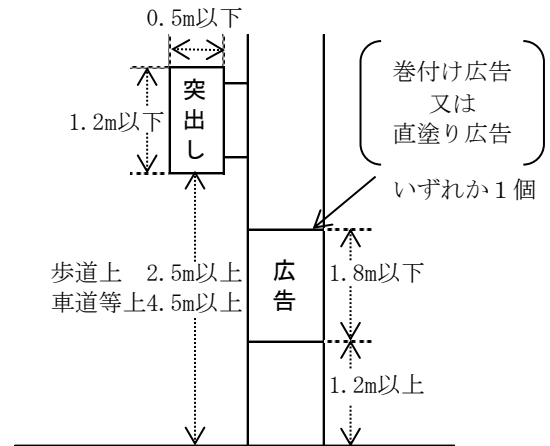
- (1) 表示し、又は設置する数は、電柱又は街灯柱1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。
- (2) 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。
- (3) 大きさ、高さ等は、次に掲げるものであること。

ア 突出し広告

- (ア) 大きさは縦1.2m、横0.5m以下であること。
- (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
- (ウ) 取付けの方向は、道路上では、原則として道路の中心線に対し反対の方向で、かつ、中心線に直角に向けるものであること。

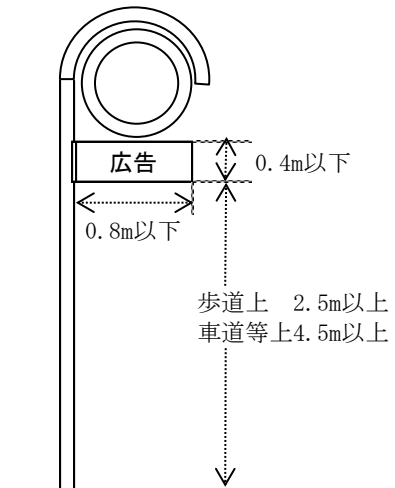
イ 巻付け広告及び直塗り広告

- (ア) 長さは1.8m以下であること。
- (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m以上であること。



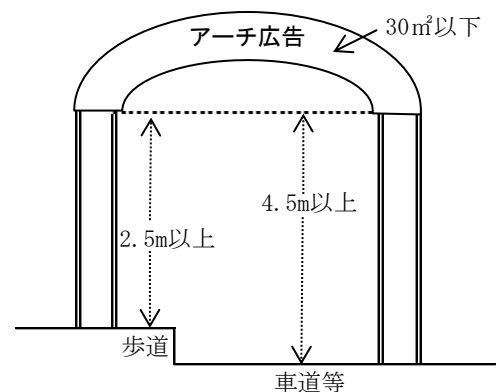
8 消火栓標識を利用する広告物

- (1) 設置する数は、1本につき1個であること。
- (2) 大きさは、縦0.4m、横0.8m以下であること。
- (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
- (4) 取付けの位置は標識板の下部とし、取付けの方向は標識板と同一の方向とするものであること。



9 アーチ広告及びアーケード広告

- (1) 表示面積は、30㎡以下であること。
- (2) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。
- (3) 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。



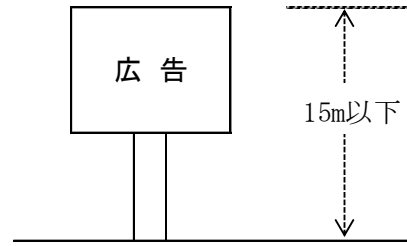
10 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及び広告物を掲出する物件

- (1) 電球、ネオン管等は、原則として露出していないものであること。
- (2) 点滅速度は、ゆるやかなものであること。

II 自家用広告物

1 野立ての広告物及びこれを掲出する物件

高さは、15メートル以下であること。

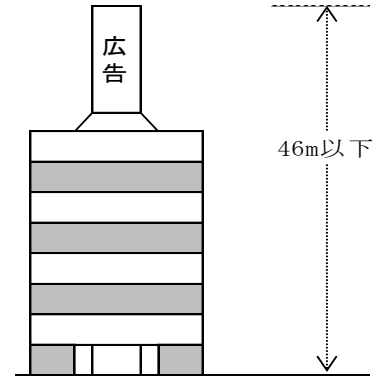


2 建築物を利用する広告物及びこれを掲出する物件

(1) 屋上に表示し、又は設置するもの

ア 地上から広告物又はこれを掲出する物件の上端までの高さは、46メートル以下であること。

イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。



(2) 壁面又は屋根面に密着するもの

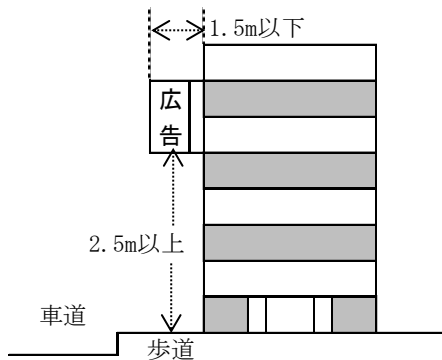
壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。

(3) 壁面に密着しないもの

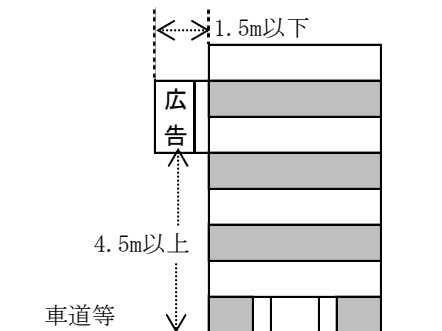
ア 突出し幅は、壁面から1.5メートル以下であること。

イ 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

・ 歩道上

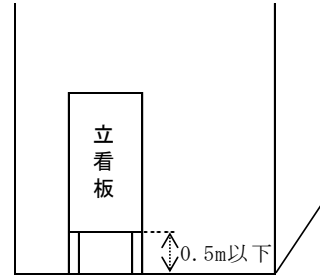


・ 車道等



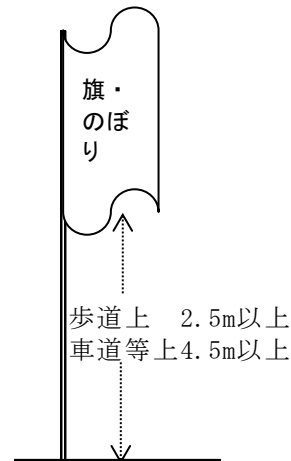
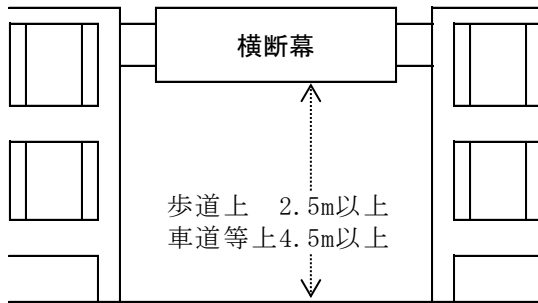
3 立看板

- (1) 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。
- (2) 定着物に3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。



4 広告幕及びこれに類するもの

地上から広告幕又はこれに類するもの下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。



5 電柱又は街灯柱を利用する広告物（立看板を除く。）及びこれを掲出する物件

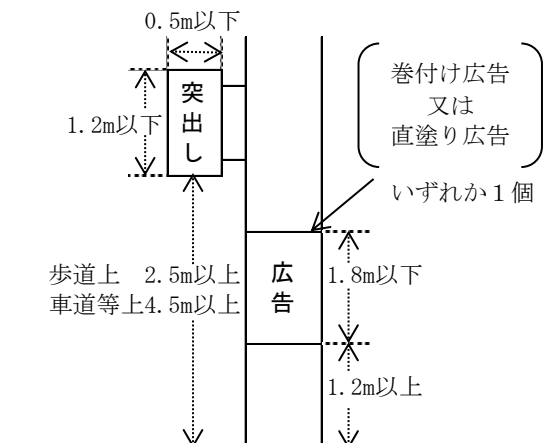
- (1) 表示し、又は設置する数は、電柱又は街灯柱1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。
- (2) 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。
- (3) 大きさ、高さ等は、次に掲げるものであること。

ア 突出し広告

- (ア) 大きさは縦1.2m、横0.5m以下であること。
- (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
- (ウ) 取付けの方向は、道路上では、原則として道路の中心線に対し反対の方向で、かつ、中心線に直角に向けるものであること。

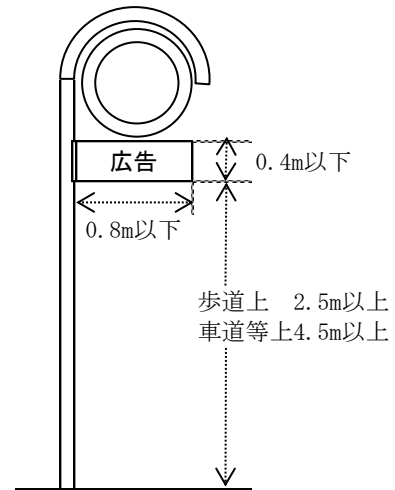
イ 巻付け広告及び直塗り広告

- (ア) 長さは1.8m以下であること。
- (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m以上であること。



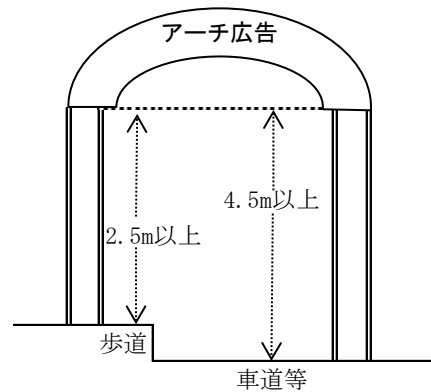
6 消火栓標識を利用する広告物

- (1) 設置する数は、1本につき1個であること。
- (2) 大きさは、縦0.4m、横0.8m以下であること。
- (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
- (4) 取付けの位置は標識板の下部とし、取付けの方向は標識板と同一の方向とするものであること。



7 アーチ広告及びアーケード広告

- (1) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。
- (2) 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。



8 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及び広告物を掲出する物件

- (1) 電球、ネオン管等は、原則として露出していないものであること。
- (2) 点滅速度は、ゆるやかなものであること。

